

第82回農地総会議事録

開催日時	令和6年4月8日（月） 午後4時00分から
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・石黒 康誠・植田 俊博・加藤 孝幸・長山 裕美 中島 義幸・大野 哲・森田 浩明・古田 辰雄・中島 正根・山本 和正 前田 眞作・廣瀬 良之・久保 壽美男・川澤 一博・山脇 天臣 以上17名
欠席委員	竹内 佳代・中村 富貴 以上2名
事務局出席者	宮田事務局長・上田次長・近森再任用主幹・竹内係長・正木主任・植田主査 真辺主査 以上7名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 改正前 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 (同法を改正する法律 附則第5条第1項の規定による) ①貸借権設定 ②中間管理権・一括方式 議案外(報告) ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④非農地証明願の件 ⑤農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件
備考〔添付書類〕	○第82回農地総会議案書 ○現地案内図 ○配布資料(覚書) ○令和6年度 今後のスケジュール(予定) ○転用許可申請等の結果について(報告)

<p>開 議 長</p>	<p>(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後4時00分)) それでは、只今より、第82回農地総会を開会いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>欠席委員の報告を行います。竹内委員と中村委員から欠席の報告が来ております。委員総数19名中、出席委員数17名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長</p>	<p>総会会議規則第23条第2号におきまして、総会議事録には、議長及び総会において定めた2名以上の委員が署名することと定められております。署名委員の選任につきましては、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。署名委員は池澤誠委員と中島正根委員の2名にお願いいたします。</p>
<p>議 議 長 真辺主査</p>	<p>それでは只今から、議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。 議案書2ページをご覧ください。 今月は全体で10件の申請が出されております。 案件1は、新屋敷2丁目、登記地目宅地、現況畑、148.94㎡のうち140.86㎡を、新規営農のため、贈与により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが申請地です。 譲受人は農家台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。 申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は現在、農地を所有しておりませんが、今回の申請地でこれまで家庭菜園をしており、今後も同様に自家消費用の野菜を栽培するとのことです。 農機具については、耕運機を1台所有しているとのことです。 譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。</p>

続きまして、案件2は、仁井田、畑、1,082㎡外2筆、合計3,051㎡を、新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農家台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は3年ほど前から親戚の農地でグロリオサを栽培しているとのことです。今回の申請地でもグロリオサを栽培し、専業農家として収穫量の増加を図り、いずれは農業者を増やし、経営を拡大していく予定であるとのことです。

大農機具については、トラクターなど3台所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

続きまして、案件3と4は、同一の申請地であり、譲受人が夫婦の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件3と4は、布師田、登記地目雑種地、現況畑、261㎡外1筆を、新規営農のため、売買により各案件の譲受人2名に、持分2分の1ずつ所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが申請地です。

両案件の譲受人は農家台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は5年ほど前から自宅敷地で家庭菜園をしておりましたが、日当たりが悪く、敷地も狭いことから、農地付き住居を探していたところ、条件に合う土地が見つかったため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地では、自家消費用に露地野菜や果樹を栽培するとのことです。

農機具については、耕運機1台を友人から借りるとのことです。

譲受人は農業の経験があり、夫は自営業の傍ら、妻は会社勤めの傍ら農業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、4ページに跨ります案件5は、久礼野、田、1,561㎡を、新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農家台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は亡父名義の土地で40年以上農業をしており、亡父名義の土地が申請地に隣接していることから、譲渡人より売買の話があり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地では、水稻を栽培するとのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲は水稻作地帯であり、申請地でも水稻を栽培するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件6は、介良乙、田、1,000㎡外5筆、合計5,952㎡を、経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5と6をご覧ください。ピンクが申請地で、青が取下願が提出された筆です。

本件は先月からの継続審議案件となっております。

申請地は、一部が耕作放棄され、荒れている筆があったため、農地性が充分でないとの判断により、審議保留となっております。

これを受けて、譲受人に対し、申請地の草刈りを行うよう依頼したところ、耕作放棄されていた字横手の2筆と上久保田の1筆については、原状回復に時間を要するため、今回の申請からは一旦下げたいとして、3月26日付けで取下願の提出があり、同日付けで受理しております。

なお、取下願につきましては、5月の農地総会の議案外報告にてご報告いたします。

取下分を除外すると、筆数は全部で3筆、面積は3,000㎡となります。

申請書の別添についての説明は前回と同様であるため、省略させていただきます。

続きまして、案件7は、土佐山菖蒲、田、1,687㎡外4筆、合計4,724㎡を、経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7と8をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は耕作不利地を除いて所有または借入している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では、柚子を栽培予定とのことです。

農機具については、トラクターなど13台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利

用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人は南国市に所有及び借入している農地があるため、南国市へ耕作状況について照会したところ、一部の耕作不利地を除き、耕作または保全管理できているとのことでした。

また、申請地のうち、字中平と字久保については、事前審査会の時点では草刈りが完了しておりませんでした。4月1日に草刈りが完了したことを、担当区域の農地利用最適化推進委員会にご確認いただいております。

続きまして、5ページに跨ります案件8は、春野町弘岡中、田、561㎡外2筆、合計2,593㎡を、新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は、経営している会社で四万十栗の販売を手掛けており、今後は自分達で四万十栗を生産し、販路拡大も図っていく予定とのことです。すでに、愛媛県の農協で営農指導員をしたり、果樹試験場で就労していた専門知識を有する職員も雇用しているとのことです。

申請地取得後は、譲受人と従業員で農作業を行う予定とのことです。また、将来的には農地所有適格法人を設立して、経営拡大を目指す方針とのことです。

大農機具については所有しておりませんが、会社の業務で樹木等の伐採をしているため、下草刈り等、栗の栽培には特に問題ないとのことです。

譲受人は現在、高知大学農学部で農業について学んでおり、農業専従職員も雇用しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、低木剪定栽培のため、日照を妨げることはなく、また、自然栽培とするため、農薬を使うこともないことから、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件9は、春野町東諸木、登記地目田、現況畑、880㎡を、経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、申請地では柿を栽培する予定とのことです。

農機具については、コンバインなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻や母とともに農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件 10 は、春野町西畑、登記地目田、現況畑、627 m²を、耕作便利のため、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.11 をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、申請地ではスイカを栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻や両親とともに農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

農薬の使用方法等については、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。

以上、案件 6 は、耕作放棄されていた筆について取下願が提出されたことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

その他の案件についても、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員会にご確認いただいております。

以上で、第 1 号議案の説明を終わります。

議長

説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。

大崎委員

第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いいたします。

案件 1 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。

議長

続いて、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。

森田委員

案件 2 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。

議長

続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員

案件 3 から案件 6 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。

	<p>また、案件7については、事前審査会の段階では、一部に草刈りが完了していない筆があり、草刈りが完了すれば許可相当と判断しました。</p> <p>事務局からの説明のとおり、4月1日付けで、担当区域の推進委員より、草刈りが完了したとのご連絡をいただきましたので、案件7についても、特に問題はないものと考えます。</p>
議 長	<p>続いて、第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いいたします。</p>
廣瀬委員	<p>案件8から案件10については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。</p> <p>まず、案件10については、申請の当事者が農業委員ですので、先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、該当の案件について審議します。</p> <p>農業委員会等に関する法律、第31条第1項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。</p> <p>(該当委員 退席)</p>
議 長	<p>この案件について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>案件10については、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>この件について許可することに決定いたします。</p> <p>事務局は、委員を復帰させてください。</p> <p>(該当委員 着席)</p>
議 長	<p>それ以外の案件の審議に入ります。</p> <p>ご意見や、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
中島(正)委員	<p>案件6についてです。継続審議の案件ですが、申請地の一部を取下げして、取下願も受理しているということですが、議案書には全ての筆が載っていて、備考欄に一部取下げと書いてあります。許可申請ということであれば、取下げた筆については載せないほうがいいのではないのでしょうか。これではちょっと分かりにくいような気がします。それと、取下げたということは、改めて申請し直すまでは、縁が切れるということでもいいですね。</p>
竹内係長	<p>ご質問は議案書の書きぶりの話かと思いますが、当初6筆で申請のあったところ、</p>

うち3筆について3月26日付けで取下願が提出されたもので、修正が間に合わなかったため、事前審査会の議案書には6筆すべてを記載しておりました。

今回のように、事前審査会後に取下願が提出された場合、断りなく議案書から消してしまうのも適当ではないと思いますので、6筆すべてを掲載したものです。

また、もう一つのご質問は、取下げになった3筆の取扱いについてということになるかと思いますが、こちらについてはおっしゃるとおり、3条許可の申請そのものがなくなったということですので、「縁が切れる」という言い方をなさいましたが、一旦、申請がゼロの状態に戻ったということになります。

中島（正）委員
大野委員

ここが草刈り出来たら助かると思っておりましたので、非常に残念です。

取下げた土地は耕作放棄地ですよ。今回この申請が出てきて、介良の方では耕作放棄地が解消されるということで喜んでおったわけです。ところが、一部取下げをするということで、この状態の悪い土地は今後どうなるのか。譲渡人が耕作放棄地を解消するのか、またはお世話をしている業者や譲受人がなんとかするのか、こういった話をしておかないと、この案件は許可できないと私は思います。

竹内係長

事務局から補足説明いたします。

先月の農地総会で保留になった際、4月3日までを期限として草刈りを行うよう、譲受人にお願いをいたしました。譲受人からは、「分かりました。期限までに間に合うか分かりませんが、業者さんと調整してみます。」との返事がありましたが、期限までに調整がつかなかったことから、3月26日付けで取下げになったということです。

その際、取下げとなった3筆について、今後どうするつもりか伺ったところ、「取下げた土地についても購入するという契約になっているので、何らかの形で購入しなければならないと思っている。」とのことでしたので、3条で購入するならば、草刈りしてからでないと駄目ですよ、ということはお伝えしました。

また、転用の話もありましたが、地図を見ていただいたら分かるとおおり、申請地周辺は圃場整備が入っている綺麗な農地ばかりですので、なかなか条件が厳しいですよ、ということもお伝えしております。

こういったことから、譲受人は何らかの整理をつけて、ここを引き受けるつもりはあるだろうと、事務局としては思っております。

先月の農地総会では、耕作放棄となっている3筆の草刈りを条件として補正を行ったわけで、この3筆がなくなったということは、補正すべき内容もなくなったということになります。となると、少なくとも不許可の要件は満たせなくなったと、事務局としては判断しております。

大野委員	これは私の提案ですが、本件については、耕作放棄状態が解消されるまでは、利用権設定をしてもらうというのが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。
竹内係長	荒れている3筆について利用権を設定するということですか。
大野委員	違います。今回取下げになっていない3筆について、耕作放棄地が解消されるまでは利用権の設定をしておいて、耕作放棄地が解消してから、全部まとめて改めて3条の許可申請をしてもらうということです。
竹内係長	今回は3条許可として申請されていて、利用権設定としての申請は出されていないわけですので、こちらの方からその提案はできないと思います。
大野委員	買う方は、本当にこの耕作放棄地の解消を確約するでしょうかね。100万単位のお金がかかるとは思いますけど。
中島（正）委員	ここは、昔からあるハードな耕作放棄地ですので、この機会に仕舞いがつくかと半分期待しておりました。法律的にどうかは分かりませんが、もともと6筆で申請されておりましたので、大野会長がおっしゃったようなやり方もあるのではないかと思えます。あのままになったら大事になりますので。
大野委員	やっぱり耕作放棄地の解消を確約してもらわないことには、許可するわけにはいかんと、私は思います。
議長	この案件については、どういう方向性を出したらいいですか、事務局。
竹内係長	不許可にするには農地法第3条第2項各号のいずれかに該当するという判断をしなければなりません。先ほどから考えてはおりますが、どの号にも当てはめることは難しいと思っております。
	委員さんがおっしゃるとおり、耕作放棄されている3筆について、今後そのまま放られては堪らないというご心配はもつともであると、事務局としても思います。
	しかし、だからと言って残りの3筆について許可しないというのは、不許可の要件にあてはまるものがない以上、難しいというのが事務局としての見解です。
議長	つまり、残りの3筆については、拒む理由がないし、事前審査会の意見も許可相当ということですので、許可をするという方向になります。取下げされた3筆については、今後、何らかの働きかけをするということで。
大野委員	買う人は今のところ、「解消します」という返答をしていますが、これが買わないとなった場合、我々は所有者に耕作放棄を解消するよう言わなければならなくなります。それが問題なわけです。本当に所有者自身が分かっているのか。業者が仲介をしておりますので、このようなことになっていることを所有者は多分知らないと思えますよ。そのことを私は心配しております。買う人は、「俺は知らん。」と言えればそれで終わりになりますので。

竹内係長	<p>こちらに申請が出てくるまでの、売り手、買い手、ひょっとしたら不動産業者が間に入っている場合もあるかと思いますが、これはいわゆる私法上の契約ということになります。</p> <p>今回の3条許可申請については、譲渡人、譲受人双方が判子を押して提出されておりますので、それについて一方が後から、「そんな契約になっているとは知らなかった。」というのであれば、それは相手方に対して、裁判なり調停を起こすべきであって、農業委員会がそれについて、あらかじめ慮る必要はないと考えております。</p>
大野委員	<p>分かります、分かりますよ。そしたらそれでいいです。ただ、ほかの皆さんにも分かってもらいたいので、こういう話をさせてもらいました。</p>
中島（正）委員 近森再任用主幹	<p>耕作放棄地の解消というのが大きな課題となっておりますのでね。</p> <p>これについては、以後、事務局が指導していくということで。</p>
竹内係長	<p>当然そういうことになります。今回取下げになった3筆については、これまでも遊休農地・耕作放棄地ということで農地パトロールの対象となっており、指導をしてきております。少なくとも、権利の移転ができるまでは、耕作放棄地としての指導は継続しなければならないと思っております。</p> <p>これが譲受人に対して出来るかどうかですが、譲受人から聞いた話では、6筆の農地以外に、宅地など他の財産もまとめて買うという契約になっているようですので、譲受人が勝手に、今回取下げになった3筆の農地を除けて売買をする、後のことは知らない、というわけにはいかないのではないかと思います。ただ、これについては譲渡人、譲受人双方のお話かと思えます。</p>
大野委員	<p>はい、農業委員会は、これ以上立ち入ることはできないということですね。</p>
議 長	<p>この件について、ご意見の抜かりはございませんか。</p>
委 員	<p>(意見なし)</p>
議 長	<p>その他の案件について、ご意見や質問はございませんか。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでしたら、審議を終わります。</p>
議 長	<p>先ほど審議した案件10を除く、案件1から案件9につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>そのように決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、第2号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定</p>
議 長	<p>による計画の件を議題といたします。</p>
議 長	<p>今月は、貸借権設定と、中間管理権の一括方式がありますが、すべて一括して審査</p>

真辺主査

いたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

第2号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件、①貸借権設定。

議案書7ページをご覧ください。

今月は全体で19件の申請が出されております。

内訳は、新規設定が7件、更新設定が12件となっております。

議案書8ページに総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。

今月は、利用権を設定する者が22人で、延べ23人、利用権の設定を受ける者が17人で、延べ23人となっております。

土地の内訳は、田が35筆で27,316㎡、畑が9筆で5,598㎡、合計44筆で32,914㎡です。

設定の内訳は、新規設定が12筆で11,450㎡、更新設定が32筆で21,464㎡となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

なお、開始日は全て令和6年5月1日となっております。

それでは新規設定の案件のみご説明いたします。議案書10ページをご覧ください。

案件3は、仁井田、登記地目原野、現況畑、988㎡外1筆、合計2,128㎡に15年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、賃借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、賃借人は1年ほど前から父のハウスで研修を行っており、新規就農に向けて関係各所と協議を進めており、今回の申請地では中古ハウスを建てて、グロリオサを栽培する予定であるとのことです。

続きまして、案件4は、高須、田、964㎡外1筆、合計1,561㎡に2年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、13ページをご覧ください。

案件9は、大津甲、田、1,025㎡外3筆、合計2,954㎡に4年11か月間、賃貸借権を設定するものです。

なお、申請地の一部は共有地となっておりますが、共有者全員からの同意があることを、事務局にて確認しております。

続きまして、14ページをご覧ください。

案件 10 は、大津甲、田、933 m²に 5 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、16 ページをご覧ください。

案件 14 は、春野町西分、田、1,469 m²に 1 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、17 ページをご覧ください。

案件 16 は、春野町秋山、田、1,074 m²に 5 年間、使用貸借権を設定するものです。

借人は、農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借人は、5 年前から個人間で畑を 2 反借りて自家消費用の農作物を作っており、申請地では野菜を栽培する予定とのことです。

続きまして、案件 17 ですが、申請書提出後、耕作が困難なことが判明したことから、4 月 2 日付けで取下願の提出があり、同日付けで受理しております。

なお、取下願につきましては、5 月の農地総会の議案外報告にてご報告いたします。

貸借権設定についての説明は以上です。

続きまして、②中間管理権設定・一括方式についてご説明いたします。

議案書 21 ページをご覧ください。

今月は全体で 3 件の申請が出されております。内訳は、新規設定が 2 件、更新設定が 1 件となっております。

議案書 22 ページに総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。

今月は、利用権を設定する者が 4 人で、延べ 6 人、利用権の設定を受ける者が 3 人で、延べ 6 人となっております。

土地の内訳は、田が 3 筆で 2,794 m²となっております。

設定の内訳は、新規設定が 2 筆で 1,884 m²、更新設定が 1 筆で 910 m²となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

なお、開始日は全て令和 6 年 5 月 1 日となっております。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。議案書 23 ページをご覧ください。

案件 1 は、大津乙、田、924 m²を 10 年間公社が借り受け、最終貸付者に 10 年間貸し付けるという使用貸借権の設定です。貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

なお、本件は貸人と最終貸付者との間で覚書が取り交わされております。覚書の写しを机上配布しておりますので、ご確認ください。

続きまして、24 ページをご覧ください。

案件3は、春野町弘岡中、田、1,060 m²のうち960 m²を3年間公社が借り受け、最終貸付者に3年間貸し付けるという貸借権の設定です。貸付予定者は、現地で露地野菜を栽培する予定とのこと。

以上、取下願の提出があった貸借権設定の案件17を除くすべての案件について、計画の内容は、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

本会で計画が妥当なものと決定されますと、5月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議長 確認ですが、17ページの案件17は取下げということですが、同じ借受人の案件16は取下げにはなっていないのですか。

竹内係長 案件16は取下げにはなっておりません。案件17の方は、段が高いところにあるようで、ちょっと怖くて耕作に行けないということで取下げとなりました。

議長 わかりました、ありがとうございました。

説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。

第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いいたします。

大崎委員 貸借権設定の案件1、案件2について、計画を妥当なものと認めました。

議長 次に、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。

森田委員 貸借権設定の案件3については、計画を妥当なものと認めました。

議長 次に、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員 貸借権設定の案件4から案件12と、中間管理権・一括方式の案件1については、計画を妥当なものと認めました。

議長 次に、第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いいたします。

廣瀬委員 貸借権設定の案件13から案件19、中間管理権・一括方式の案件2から案件3については、計画を妥当なものと認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。

それでは審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見・質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

すべての案件について、計画を妥当なものと決定することにご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議 長
真辺主査

そのように決定いたします。

続いて、議案外の報告を事務局より一括してお願いします。

議案外の案件について、まとめてご報告いたします。

①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書 26 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は9件の届出が出されており、地区の内訳は、秦が2件、鴨田が1件、布師田が2件、一宮が1件、春野が3件となっております。

届出の内容につきましては、議案書 27 ページから 34 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により、受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書 36 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は1件の届出が出されており、地区は一宮となっております。届出の内容につきましては、議案書 37 ページをご覧ください。

本案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書 39 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は7件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、秦が1件、長浜が3件、介良が1件となっております。届出の内容につきましては、議案書 40 ページから 41 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、④非農地証明願の件についてご報告いたします。

議案書 43 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は11件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が2件、初月が1件、高須が1件、大津が2件、春野が4件となっております。

証明願の内容につきましては、議案書 44 ページから 46 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局にて現地確認を行い、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、⑤農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件についてご説明いたし

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>ます。</p> <p>議案書 48 ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は、1 件の 3 条許可取消願が出されており、地区は布師田・一宮・大津に跨っておりです。</p> <p>申請の内容につきましては、議案書 49 ページから 51 ページをご覧ください。</p> <p>案件 1 は、贈与税の納税猶予制度の対象に該当しなかったことから、令和 6 年 2 月 16 日付けで許可取消願が提出され、令和 6 年 2 月 20 日付けで受理しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p>
<p>事 務 局 報 告 議 長 竹内係長 上田次長 議 長 池澤委員 竹内係長 議 長 委 員 議 長</p>	<p>事務局からの連絡がありましたら、お願いします。</p> <p>(転用許可申請等の結果について資料に基づき説明)</p> <p>(令和 6 年度今後のスケジュール (予定) について資料に基づき説明)</p> <p>事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>今年度の事前審査会と農地総会のスケジュール表をまたお願いしたいです。</p> <p>わかりました。事前審査会の案内を発送する際に同封するようにいたします。</p> <p>その他に、何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ないようですので、事務局からの連絡を終わります。</p>
<p>そ の 他 議 長 委 員 議 長</p>	<p>その他の件で、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ないようでしたら終了とさせていただきたいと思っております。</p>
<p>次 回 農 地 総 会 議 長</p>	<p>次回の農地総会は 5 月 7 日 (火) を予定しております。</p>
<p>閉 会 議 長</p>	<p>(議長 加藤孝幸 挨拶して閉会を宣す。(午後 5 時 00 分))</p> <p>以上で本日の農地総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 6 年 7 月 8 日

議長

加藤孝幸

議事録署名委員

池澤 誠

議事録署名委員

中島正根

議事録作成者

真辺 高宏